

南海トラフ地震臨時情報への対応について

令和4年3月
県立四日市南高等学校

国の「南海トラフ地震推進基本計画」が令和元年5月31日に修正され、これを受け、気象庁では南海トラフ地震臨時情報（以下、「臨時情報」という。）の運用が開始されました。臨時情報の発表に関しては、南海トラフ付近でマグニチュード6.8程度以上の地震が発生した場合やプレート境界で通常とは異なるゆっくりすべりが発生した場合、国が調査を開始するとともに、気象庁が臨時情報（調査中）を発表します。

国の「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の結果により、臨時情報の種別として「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」、「調査終了」のいずれかが発表されます。また、三重県は全県が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されており、四日市市、鈴鹿市、津市をはじめ16市町が「南海トラフ地震津波対策特別強化地域」に指定されています。

については、臨時情報が発表された時の学校の対応について以下のとおりとしますので確認ください。

記

情報名	発表基準	学校の対応
臨時情報（調査中）	調査を開始または継続している場合	情報収集
臨時情報（巨大地震注意）	想定震源域内でM7.0以上の地震やゆっくりすべりが発生した場合	情報収集 状況に応じ休校
臨時情報（巨大地震警戒）	想定震源域内でM8.0以上の地震が発生した場合	情報収集 休校（1週間程度） 避難誘導（避難所開設）